

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 河野 雅明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 松岡 英行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 松岡 英行
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2020年2月13日
【発行登録書の効力発生日】	2020年2月21日
【発行登録書の有効期限】	2022年2月20日
【発行登録番号】	2 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 (200,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2020年6月24日(提出日)であります。
【提出理由】	2020年2月13日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするた め及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するた め、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社オリエントコーポレーション神戸支店 (神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

<株式会社オリエントコーポレーション第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）及び株式会社オリエントコーポレーション第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）に関する情報>

1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金5,000百万円を社債総額とする株式会社オリエントコーポレーション第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（以下「第24回債」といいます。）（別称：オリコ学費ソーシャルボンド）及び金5,000百万円を社債総額とする株式会社オリエントコーポレーション第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（以下「第25回債」といいます。）を、下記の概要にて募集する予定です。

第24回債

各社債の金額 : 100万円
 発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円
 償還期限（予定）：2025年7月（5年債）（注）
 払込期日（予定）：2020年7月（注）
 （注） それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

第25回債

各社債の金額 : 1億円
 発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円
 償還期限（予定）：2025年7月（5年債）（注）
 払込期日（予定）：2020年7月（注）
 （注） それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

（1）【社債の引受け】

第24回債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（注） 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社となる予定のみずほ証券株式会社は当社の親法人等に該当する。当社は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用会社であり、みずほ証券株式会社は株式会社みずほフィナンシャルグループの連結子会社である。本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定である。

第25回債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社となる予定のみずほ証券株式会社は当社の親法人等に該当する。当社は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用会社であり、みずほ証券株式会社は株式会社みずほフィナンシャルグループの連結子会社である。本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定である。

(2) 【社債管理の委託】

第24回債を取得させる際の社債管理を委託する社債管理者は、次の者を予定しています。

社債管理者の名称	住所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

払込金額の総額10,000百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(注) 上記金額は、第24回債及び第25回債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

個別信用購入あっせん実行資金、コマーシャル・ペーパー(短期社債)償還資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

(訂正後)

個別信用購入あっせん実行資金、コマーシャル・ペーパー(短期社債)償還資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

第24回債及び第25回債の手取金については、個別信用購入あっせん実行資金のうち、当社が大学・専門学校などと提携して個人顧客に対して提供する教育ローン(以下「学費サポートプラン」といいます。)のために調達した資金のリファイナンス(コマーシャル・ペーパー(短期社債)償還資金)に全額を充当する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

＜株式会社オリエントコーポレーション第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）及び株式会社オリエントコーポレーション第25回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）に関する情報＞

ソーシャルボンドとしての適格性について

当社は、ソーシャルボンドを発行しその調達資金を学費サポートプランのために調達した資金のリファイナンスに充当することを目的として、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2018」（注1）に即したソーシャルボンドフレームワークを策定しました。当該フレームワークの資金使途の対象は、ソーシャルボンド原則の適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「奨学金を受ける学生」を対象とする「必要不可欠なサービスへのアクセス向上（教育）」に合致しており、ソーシャルボンドに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）より、「JCRソーシャルボンド評価」（注2）の最上位評価である「Social 1」の予備評価を取得しております。

（注1） 「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2） 「JCRソーシャルボンド評価」とは、評価対象である調達資金がソーシャルボンド原則2018に例示されるソーシャルプロジェクト等に充当される程度並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。

ソーシャルボンドフレームワークについて

当社は、ソーシャルボンド発行を目的として、ソーシャルボンド原則2018が定める4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の使途

当社は、第24回債及び第25回債（以下あわせて「本社債」といいます。）の資金使途を学費サポートプランのために調達した資金のリファイナンス（コマーシャル・ペーパー（短期社債）償還資金）としております。資金使途の対象となるプロジェクトは、学費サポートプランのうち、あらかじめ決められた適格基準を満たすものとします。

適格基準

- ・抽出時点で実行後2年以内（本社債発行時点においては、2018年7月から2020年7月までの間に実行されている債権）であること
- ・当社が直接立替を実施していること
- ・抽出時点で証券化されていないこと
- ・信用保証の対象となっていないこと
- ・3ヶ月以上の延滞債権ではないこと

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

ソーシャルボンドの調達資金の使途となるプロジェクトは、商品の組成を担当しているビジネスプロモーショングループに対し確認を行い、社会改善効果を確認のうえ、当社財務部が選定を行い、関連部署及び代表取締役会長の承認を経ております。

3. 調達資金の管理

調達資金は、全額が一度本社債専用の口座に入金された後、2020年7月末までに学費サポートプランのために発行したコマーシャル・ペーパー（短期社債）償還資金に充当することを予定しています。

本社債が償還されるまでの間、適格基準を満たす学費サポートプランが本社債の発行総額である100億円を超えるよう、社内のシステムを用いて抽出し（抽出された学費サポートプランのローンプールを以下「ソーシャルローンプール」といいます。）、分別管理を行います。分別管理されたソーシャルローンプールは、社内システムを用いて月次で残高の管理を行い、財務部長による承認を受けることを予定しています。

ソーシャルローンプールが本社債の発行総額を下回る場合には、適格基準を満たす学費サポートプランを抽出し、ソーシャルローンプールに追加すること、もしくは当該下回った金額に相当する現金を未充当資金として本社債専用の口座に預け入れることを予定しています。

4. レポートニング

(1) 資金の充当状況に係るレポートニング

本社債が償還されるまでの間、当社は本社債の発行総額を上回るソーシャルローンプールを分別管理することとしておりますが、当該ソーシャルローンプールの残高が本社債の発行総額を下回り、実質的な未充当資金が発生する場合には、当社は未充当資金が発生した時点及び爾後の充当状況に関してレポートニングすることを予定しています。

(2) 社会改善効果に係るレポートニング

本社債発行後、本社債に係る社会改善効果に関して、以下の項目を当社のウェブサイト上で年次で開示することを予定しています。

<アウトプット指標>

ソーシャルローンプールを構成する学費サポートプランに係る

- ・ 実行件数
- ・ 対象となる学校数
- ・ 実行金額
- ・ 進学先別の貸与金額

<アウトカム指標>

- ・ 年度別学費ローン実行件数及び実行金額

<インパクト(定性目標)>

- ・ 全ての人が平等に高等教育または職業訓練を受けられる機会を与えられること